

週休2日制モデル工事試行要領に関するQ & A

【総論】

Q 1. 週休2日制モデル工事は全ての工事を対象としているのか。

A 1. 建設業の働き方改革を更に推進するため、緊急復旧工事及び対象期間が1週間（営繕工事の場合は1か月）未満の工事以外は全て対象とするよう取り組んでいます。

なお、原則としてモデル工事（現場閉所型）により発注することとしていますが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）としています。

<現場閉所が困難な工事の例>

- ・ 交通規制・出水期・完成時期等の制約のある工事
- ・ 連続施工せざるを得ない工事
- ・ 単価契約方式による工事 等

Q 2. 年末年始休暇や夏季休暇は、要領に定められた日数より多い日数にすることはできるか。

A 2. 対象期間中の日数を算出するときに、これらの休暇として除外する際は、要領で定める日数を上限とし、上限を超えた日数は対象期間内の日数に含み、また、現場閉所日（休日）として扱います。

Q 3. 午前又は午後のみ休工とした場合、0.5日現場閉所（休日）として扱うのか。また、月曜日午後から火曜日午前までといった、連続した半日単位で現場閉所（休日）を計画した場合、合わせて1日現場閉所（休日）として扱われるか。

A 3. 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日現場閉所（休日）は扱いません。

月曜日午後から火曜日午前までの連続した現場閉所（休日）については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため、現場閉所日（休日）として扱いません。

Q 4. 夜間作業における現場閉所（休日）の取扱いはどのようになるのか。仮に、金曜日 22 時から土曜日 6 時まで施工し、次に日曜日 22 時から月曜日 6 時まで施工した場合、1 日現場閉所として扱われるか。

A 4. 金曜日 22 時から土曜日 6 時の施工は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日 22 時から月曜日 6 時についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。

その間に挟まれた土曜日については 24 時間以上休工を確保しており、現場閉所（休日）としての取扱いが可能と考えます。

Q 5. 計画行程上の週休 2 日を雨天等による現場閉所（休日）に振り替えても良いか。

A 5. 現場閉所日（休日）の変更については、工程表等を修正し受発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能です。

Q 6. 現場に集合した後、悪天候で急遽、現場閉所（休日）としたが、取扱いはどのようになるか。

A 6. 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（休日）についても、現場閉所（休日）日数に含めるものとしています。

Q 7. 現場閉所（休日）予定日に現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合の取扱いは。

A 7. 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休 2 日の対象期間から除外します。

Q 8. 週休 2 日の確保を理由に、工期延長は認められるか。

A 8. 単に週休 2 日の確保のみを理由とした工期延長は認められません。ただし、以下に示すような受注者の責によらない場合は、必要に応じて受発注者間で協議の上、適切に工期の変更契約を行ってください。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

Q 9. 現場事務所を設置しない工事でも週休2日制モデル工事の対象となるか。

A 9. 現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Q 10. 社内就業規則が週休2日になっていない場合はどうすればよいか。

A 10. 社内就業規則に関わらず、現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合は4週8休達成となります。

なお、現場閉所率は、少数点第2位以下切り捨てとします。

Q 11. 週休2日制モデル工事であることをPRする掲示図について素材、寸法は、受注者の任意としてよいか。

A 11. 掲示図の寸法は、短辺が1.0m程度を目安とします。また、素材は受注者の任意とします。

Q 12. 公共工事設計労務単価（51職種）以外の労務単価も補正対象となるか。
（例えば、工事で測量や設計を行った場合の業務委託料など）

A 12. 補正対象は公共工事設計労務単価（51職種）及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。
また、測量業者等は上記対象職種外のため、補正対象となりません。

Q 13. 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A 13. 週休2日制モデル工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

Q 14. 「通期の週休2日の確保」とはどういう状況のことか。

A 1 4. 「通期の週休 2 日の確保」とは、対象期間全体における現場閉所日・休日の割合が 2 8. 5 %以上であることをいいます。

Q 1 4. 改正前の要領が適用された工事を受注したが、実績報告書などの様式は改正後の新しいものを使用することになるのか。

A 1 4. 改正前の要領が適用された工事については、引き続き改正前の内容に従って実施状況の管理を行います。達成状況に応じて変更契約が必要となった際の補正係数についても、改正前の要領に従います。

【現場閉所型】

Q 1. 現場着手日、工事着手日及び現場完成日とは具体的にどういった日のことか？

A 1. 現場着手日とは、現地測量や現場事務所の設置及び資機材の搬入等の現場での準備作業に着手した日となります。工事着手日とは、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始される等、実際に現場作業に着手する日となります。

また、現場完成日は、現場事務所の撤去や資機材の搬出や清掃等の現場の後片付け作業が完了した日となります。

Q 2. 現場完成日は、誰が何をもって判断するのか？

A 2. 工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を受発注者間で確認することとしています。

Q 3. 達成状況の確認方法は？

A 3. 現場閉所実績報告書により、現場着手日（工事着手日）から現場完成日までの期間における月ごとの現場閉所率（現場閉所日数÷対象期間）が 2 8. 5 %（4 週 8 休）以上を達成しているかを確認します。

Q 4. 当月の対象期間において土曜日・日曜日がない場合の取扱いはどうなるのか。

A 4. 現場閉所を行わなかったとしても、4 週 8 休を達成しているものとみなします。

Q 5. 現場閉所型における休日は、原則として土曜日及び日曜日とするとしているが、週ごとに曜日を変更することは可能か？

A 5. 休日は、毎週、定常的に取得することが望ましいため、原則として、週ごとに曜日を変更することは不可とします。

ただし、工事の特性から、週ごとに曜日を計画的に変更することは可とし、さらに、住民要望への対応等による曜日の変更は、必要最小限の範囲で可とします。

Q 6. 祝日を現場閉所とした場合、現場閉所日にカウントしても良いか？

A 6. 祝日には現場作業を行わないことを原則とし、対象期間内の日数及び現場閉所日にカウントしません。

ただし、関係機関等との協議により、現場閉所日と予定していた日をやむを得ず現場作業日とした場合などは、祝日に振り替えて現場閉所日とすることを可能とし、現場閉所日及び対象期間内の日数にカウントします。

Q 7. 祝日に現場作業を行っても良いか。

A 7. 建設業の働き方改革を推進する観点から、祝日は休日とすることを原則としておりますが、関係機関等との協議などのやむを得ない場合には、現場作業日として構いません。

Q 8. 平日に悪天候で現場閉所し、監理技術者等が会社で事務を行った場合の取り扱いは？

A 8. 現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとしているため、会社で事務作業を行った場合は、現場閉所としては扱いません。

Q 9. A現場の休工日に、A現場に従事している作業員をB現場に従事させたが、A現場は現場閉所日として取り扱えるか？

A 9. A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

ただし、A現場とB現場が同じ契約による工事（点在する工事として発注）の場

合、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Q 1 0. 「対象期間内の日数の算出に当たっては、年末年始休暇として充てる日（最大6日間に限る。）、夏季休暇として充てる日（最大3日間に限る。）及び工場制作のみの期間、工事一時中止期間、発注者が設計図書で指定する期間等の現場作業がない期間に属する日は算入しない。」とされているが、具体的には、どのように取り扱うのか？

A 1 0. 年末年始休暇、夏季休暇等の期間は、以下のとおりカウントするものとします。

例) 8月に夏季休暇がある場合

31日	}	作業日	: 20日
		閉所日	: 8日
		夏季休暇	: 3日（※閉所日とは重複しない3日）

上記の場合、1か月のうちの対象期間は28日、現場閉所日は8日とカウントします。また、月単位での週休2日は達成されたものと判断できます。

Q 1 1. 休日予定日に現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合の取扱いは？

A 1 1. 自然災害や事故等、受注者の責によらず緊急作業等が生じ、振替休日を取得できない場合は、緊急作業等の実施を優先することとします。

なお、工事現場連絡票により、緊急作業等の必要性について発注者の確認を得ることとし、確認は事後でも可とします。

Q 1 2. 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は、現場閉所となるか？

A 1 2. 施工機械の保守のみであれば、現場閉所として扱います。

なお、以下のような場合についても、同様に現場閉所として扱います。

- ・ 現場巡視やポンプなどの仮設備及び建機の保守点検
- ・ コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
- ・ 作業日以外において必要な交通誘導警備
- ・ その他監督員が認めたもの

Q 1 3. 4週8休未満の予定で施工計画書及び工程表を提出することは可能か？

A 1 3. 施工計画書及び工程表は、月単位で4週8休以上を目標として作成することを原則とします。

Q 1 4. 東松山市建設工事における「週休2日制モデル工事」施行要領を適用する工事について、「市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。」とあるが、補正係数はどこに掲載されているのか？

A 1 4. 週休2日制の適用に当たっての補正については、土木工事設計単価表（標準単価・市場単価）における令和6年10月版以降の週休2日補正単価について（令和6年9月27日埼玉県県土整備部建設管理課）に準じて行っております。

なお、埼玉県土木積算システムでは、週休2日補正区分に応じた単価が設定されています。

Q 1 5. 月により土日の日数は異なるが、具体的にはどのような場合に月単位の週休2日が確保できているものと判断されるのか。

A 1 5. 週休2日の確保状況は、別紙に記載の要領で判断を行います。

【交替制】

Q 1. 交替制による休日確保の対象者は？

A 1. 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象としています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人（測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等）については対象外となります。

Q 2. 休日確保の確認は、当該工事のみでよいのか？

A 2. 当該工事のみでの確認となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日として算出可能ですが、本取組の趣旨を踏まえて、技術者、技能労働者及び現場代理人の休日が確保できるよう、十分な御配慮をお願いします。

Q 3. 現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第10条第2項）と定められているが、交替で休日を取得できるのか？

A 3. 契約約款第10条第3項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としています。

また、東松山市現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領を適切に運用し、建設業の働き方改革の観点から現場代理人や技術者の休暇等の取得について配慮してください。

Q 4. 監理技術者等が専任の場合は、休日の扱いはどうなるのか？

A 4. 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者等が休日取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q 5. 休日取得の確認方法は？

A 5. 「休日確保状況チェックリスト（様式2）」により確認します。根拠資料として作業日報等の提示を想定していますが、受注者の負担とならないよう配慮を行います。

Q 6. 公共工事設計労務単価（51職種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象者はどうなるのか？

A 6. 必要資料の有無にかかわらず、51職種以外の測量業者などは確認対象となりません。

Q 7. 対象者について「従事期間が1週間未満の場合は除く。」とあるが、一人の技能労働者が一度従事した後に期間を空けて再度従事する等、複数の期間に分かれて従事する場合、どのように考えたらよいか。

A 7. 複数の期間に分かれて従事する技能労働者については、一度の従事期間が1週間未満の従事期間についてのみ対象外とする。

<対象者か否かの判定例1>

期間1：3日間従事

期間2：7日間従事

⇒ 期間1については、従事期間が1週間未満であるため対象外とし、期間2のみ対象とする。

<対象者か否かの判定例2>

期間1：3日間従事

期間2：5日間従事

⇒ いずれの期間も1週間未満のため対象外

別紙（現場閉所型 Q 1 5 関係）

現場閉所型における週休 2 日の確保状況の判断方法について

週休 2 日制モデル工事（現場閉所型）における各月の週休 2 日確保状況の判断は、以下に示す手順で行います。

- ① 各月の土曜日及び日曜日の日数と、当該月内の対象期間の日数に対する土曜日・日曜日の割合を確認し、当該月における週休 2 日の確保状況について、現場閉所率により判断を行うか、現場閉所日の日数により判断するかを決定する。
- ② 各月の現場閉所日の実績に応じ、以下に該当する場合は週休 2 日の確保を達成したものと判断する。
 - ア 現場閉所率により判断する月 現場閉所率が 28.5% を以上の場合
 - イ 現場閉所日の日数により判断する月 当該月の対象期間中の土曜日及び日曜日の日数以上に現場閉所を行った場合
- ③ ②による判断の結果、週休 2 日制の確保が達成されていない月がある場合は、対象期間の全日数に対する現場閉所日の日数の割合が 28.5% 以上のときは、週休 2 日の確保を達成したものと判断する。

※ 具体的には、次ページの例のとおりです。

週休2日確保状況に関する判断の具体的なイメージ

例) 対象期間が11月4日から翌年1月28日までの場合

11月							12月							1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7			1	2		3	4
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30	31	

○：現場閉所日

□：発注者指定日、祝日、年末年始休暇等の現場作業がない日

対象月		11月	12月	1月	
① 判断基準の決定	対象期間の日数	25日	26日	25日	
	内訳	対象期間の実日数	26日	31日	28日
		うち、除外する日数	1日	5日	3日
	対象期間中の土・日の日数	6日	9日	8日	
	対象期間中の土・日の割合	24%	34.62%	32%	
	判断基準	現場閉所日数	現場閉所率	現場閉所率	
② 月の達成状況	現場閉所日数	8日	8日	7日	
	現場閉所率	32%	30.77%	28%	
	各月の結果	達成	達成	未達成	
③ 通期の達成状況		30.26% (23日 / 76日)			
		達成			

* 仮に11月の現場閉所日数を対象期間中の土・日の日数と同じ6日とした場合、通期の現場閉所率は約27.63%となり、通期でも週休2日未達成となる。